

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成24年11月29日(2012.11.29)

【公表番号】特表2012-511601(P2012-511601A)

【公表日】平成24年5月24日(2012.5.24)

【年通号数】公開・登録公報2012-020

【出願番号】特願2011-540032(P2011-540032)

【国際特許分類】

C 08 L 101/00 (2006.01)

C 08 K 3/34 (2006.01)

【F I】

C 08 L 101/00

C 08 K 3/34

【手続補正書】

【提出日】平成24年10月10日(2012.10.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

重合可能な化合物中の、表面を官能基化されたナノゼオライトの均一な分散体を含む、 H_2O の浸入に対するバリア複合材料であって、前記ナノゼオライトが重合可能な化合物の少なくとも1つの官能基と同じ化学分類に属する表面改質有機基を含み、前記表面を改質されたナノゼオライトの官能基化が芳香族基または脂肪族基を含むことを特徴とする、バリア複合材料。

【請求項2】

前記芳香族基がフェニル基である、請求項1に記載のバリア複合材料。

【請求項3】

前記重合可能な化合物がエポキシ樹脂またはアクリル樹脂から選択される有機樹脂である、請求項1に記載のバリア複合材料。

【請求項4】

前記重合可能な化合物がノボラック樹脂である、請求項1に記載のバリア複合材料。

【請求項5】

前記表面改質されたナノゼオライトが、LTA、FAU、LTLまたはGISゼオライトであるという事実によって特徴付けられる、請求項1に記載のバリア複合材料。

【請求項6】

前記エポキシ樹脂が、单一成分の樹脂であるという事実によって特徴付けられる、請求項3に記載のバリア複合材料。

【請求項7】

前記単一成分の樹脂が、ビスフェノールおよびエピクロロヒドリン(DGEBA)ベースの樹脂である、請求項6に記載のバリア複合材料。

【請求項8】

請求項1に記載のバリア複合材料を含む、敏感な装置。